

新潟市出会い・結婚、子育て周知啓発等事業委託 仕様書

1 業務名
新潟市出会い・結婚、子育て周知啓発等事業

2 契約期間
契約締結日から令和6年3月31日まで

3 業務の目的及び基本的な考え方

(1) 目的

本市では出会い・結婚、子育ての支援施策が多数行われているにもかかわらず、それらが十分に認知されていない状況があることから、本市の事業を幅広く周知し、安心して結婚し子どもを産み育てる環境があることを幅広い市民に伝えていく必要がある。

また、令和4年度に本市が実施した「結婚と出産に関する意識調査」に回答した独身者の概ね7割以上は「いずれは結婚つもり」と考えているほか、晩婚化・未婚化に歯止めをかける主要施策として「社会全体で若者の結婚や子育てを応援する意識づくり」や「出会いの機会の提供等の結婚支援」が必要との回答が3割程度存在していることから、市民全体への結婚に対する機運の醸成や出会いの機会の創出に取り組んでいくとともに、令和3年度から実施している結婚応援結パスポート事業に係る、潜在的な協賛店への営業等を実施することにより、協賛店の新規獲得を図る。

さらに、社会全体で子育てを応援し子どもと子育てにやさしい新潟市を実現するため、これまで本市で実施してきたスマイルプラス運動、にいがたっすこやかパスポート、赤ちゃんの駅といった民間事業者等と連携した子育てを応援する取組を拡充、強化し、子育てにやさしいまちづくりに向けた機運の醸成、子育て応援情報の発信をさらに強化する。

(2) 基本的な考え方

ア 出会い・結婚

(ア) 本市の出会い・結婚に関連する事業を若者や結婚を希望する人を中心に周知するとともに、市民全体に向けた広報に取り組むことで認知度を上げ、利用拡大を図る

(イ) 結婚応援結パスポート事業の利用者及び協賛店の獲得を目指す

イ 子育て

(ア) 子育てにやさしいまち新潟市として本市が実施しているライフステージに応じた様々な子育て支援事業を周知し、安心して出産・

子育てができる環境が新潟市にあることを周知する

- (イ) 子育ての安心感を与え、不安感を取り除くために、適切に情報を届け地域全体に子育てを応援する機運を醸成する
- (ウ) これまで本市で実施してきたスマイルプラス運動、にいがたっ子すこやかサポート事業、赤ちゃんの駅事業といった取組を拡張し、民間事業者等との連携をさらに強化し、子育てを応援するまちづくりを推進する

4 委託業務の内容

受託者は令和5年度全体事業スケジュールを踏まえ、委託期間中の周知・啓発計画を策定し、委託者の承認を得ること。

(1) 出会い・結婚

ア 出会い・結婚サポート事業の広報動画

結サポート事業を始めとした出会いや結婚に関する取組を分かりやすく説明するとともに、利用者や協賛店と協力し地域を挙げて結婚を応援する結サポート事業の魅力伝える動画を作成する。

- ・動画時間 15秒と1分の2パターン（変更の可能性あり）
- ・解像度 1080p以上、アスペクト比 縦：横＝9：16
- ・使用する媒体に合わせて、複数のアスペクト比で動画を用意すること
- ・DVD及びデータでの納品とすること
- ・撮影及び出演者への連絡、スケジュール調整等、全体の管理を行う

イ SNS 広告（YouTube、Instagram）

アの動画を活用し、利用が見込まれる世代（18歳以上）をターゲットにして実施する。

- ・実施期間 8月、10月（各2週間）
- ・新潟市在住、男女、18歳以上をターゲット設定
- ・推定リーチ数 65,000人以上（視聴）

ウ 結婚を希望する人や新婚カップルに向けた広報紙面（雑誌、フリーペーパーなど）への掲載

(ア) 制作

結サポート事業、婚活支援ネットワーク、県が運営するハートマッチにいがたなどの事業を幅広く効果的に周知するための記事を制作すること。

また、効果的な周知を図るための媒体について、提案すること。

(イ) 記事の掲載

適切な時期に記事掲載する期間を設定し、掲載すること。

(ウ) 内容

- ・本市の取り組んでいる事業及びハートマッチにいがたの紹介。
- ・より多くの市民の関心を惹くことを念頭に広告記事を制作すること。
- ・広告記事のサイズは、掲載紙面の3分の1以上とすること。
- ・4万部以上の発行があり、市内全域で配布または販売されている媒体であること。
- ・紙面掲載後、掲載媒体の関連するSNSにも紹介記事を掲載すること。

エ 結婚パスポート新規登録事業者を確保するための周知

(ア) 内容

受託者に関連する事業者に対し、本事業を周知するため、委託期間中に新規登録候補となる企業40社以上に対しチラシの配布等を行う。その他、結婚応援パスポート事業の説明を直接行うこと。また、説明後の状況確認のため、再度訪問また電話による意向確認を行うこと。協賛店登録申請まですべてのサポートを行い、登録完了までサポートを行う。

(イ) 配付対象

結婚応援パスポート事業の対象となる新婚、結婚予定のカップルが利用することが想定される結婚式場やジュエリーショップ、美容関係、スーパーなどの日用品、生活雑貨、飲食店、旅行業、アミューズメントなどを中心に実施すること。

(ウ) 範囲

新潟市内を中心とするが、県内に所在する事業者が対象となる。

配布した事業者をリスト化し、甲が指定した項目を記載した上で履行時に提出すること。

(エ) 対象となる事業者のリスト

受託者が希望事業者として作成するが、確定するにあたり委託者と必ず調整を行うこととする。また、乙は甲との調整の前に、別途、結婚応援パスポート事業の対象となる事業者を選定しリスト化しておくこと。

なお、過去に本市が個別に説明等を行ったが登録の意向を示さなかった事業者がリストに含まれていた場合は、当課との打ち合わせ時にリストから削除し、受託者は新たな事業者候補を示すこと。

(オ) その他

新潟県との連携のため、県が実施する婚活事業の案内チラシを新規登録候補となる企業一緒に対して配布すること。

(2) 子育て

ア 新潟市子ども・子育て応援キャッチフレーズ

(ア) 内容

新潟市民全員で子ども・子育てを応援していくためのキャッチフレーズを募集する。キャッチフレーズは未来の担い手である子どもたち（市内小学6年生）から募集し、選ばれたキャッチフレーズ（最優秀作品）は、新潟市の子ども・子育て施策についての広報（市ホームページやポスターなど）やイベントで広く活用する。

本市の子ども・子育て施策に、子どもの意見を反映させるモデルケースとするとともに、行政に興味を持つきっかけ作りとする。

なお、キャッチフレーズの決定までは委託者が行い、受託者は決定したキャッチフレーズの周知を担う。

参考

キャッチフレーズ募集について

○募集内容

〈テーマ〉新潟市では子どもや子育て中の人、これから赤ちゃんを産む人を応援する（20文字以下）

〈応募資格〉市内小学校6年生

〈応募の注意〉自身で創作した未発表の作品に限る。一人一作品。

〈応募方法〉インターネットによる応募

○期間

令和5年5月19日～6月20日

(イ) キャッチフレーズ決定時の周知について

SNS 広告、広報紙面、ポスター、を活用し、市民全体への周知を図ること。子どもを含む市民全体であることを踏まえた上で、提案を行い、市と協議の上、手法を決定する。

a SNS 広告（Instagram、Twitter を想定）

利用が見込まれる世代（18歳以上）をターゲットにして実施する。

- ・実施回数 2回（時期はキャッチフレーズ決定後に要相談）
- ・新潟市在住、男女、18歳以上をターゲット設定
- ・推定リーチ数 100,000人以上（表示）

b 広報紙面（雑誌、フリーペーパーなど）への掲載

(a)制作

決定したキャッチフレーズのほか、本市が子育てにやさしいまちであることを効果的に周知するための記事を制作すること。

また、効果的な周知を図るための媒体について、提案すること。

(b)記事の掲載

適切な時期に記事掲載する期間を設定し、掲載すること。

(c) 内容

- ・決定したキャッチフレーズの紹介。
- ・新潟市が子育てにやさしいまちであることをPRするため、子育ての「スマイルプラス運動を中心としたメッセージを発信することで機運醸成を図る。(例：赤ちゃんが泣くのは当たり前！、小さな行動をしよう！など)
- ・より多くの市民の関心を惹くことを念頭に広告記事を制作すること。
- ・広告記事のサイズは、掲載紙面1ページ以上とすること。
- ・4万部以上の発行があり、市内全域で配布または販売されている媒体であること。
- ・紙面掲載後、掲載媒体の関連するSNSにも紹介記事を掲載すること。

c ポスターの制作

本条例の趣旨を幅広く周知するため、多くの人に興味・関心を持ってもらえるインパクトのある周知・啓発用ポスターを制作する。

(a) 規格等

- ・寸法：A2
- ・印刷：オールカラー(4C)
- ・用紙：コート 90kg相当

(b) 数量

1,500部

(c) 制作工程

- ・基本コンセプトの協議
- ・下原稿作成(受託者にて2案程度作成し、委託者と協議のうえデザインを決定)
- ・校正(2回以上)
- ・印刷、完成品の納品

d 子育て世帯等が集うスポットにおける集中的な広報の実施

子育ての利用を想定し「新潟市赤ちゃんの駅」や「にいがたっ子すこやかパスポート協賛店」として登録している施設・店舗が集うエリアにおける一定期間の広報を実施する。

(a) エリアの選定

万代エリアや新潟駅前エリアなどの一定の範囲で、子育て世代の利用が見込まれ「新潟市赤ちゃんの駅」や「にいがたっ子すこやかパスポート協賛店」が5店舗以上含まれていること。

(b) 期間

11 月中に 2 週間以上実施すること。実施時期については受託後に決定する。

(c) 内容

・キャッチフレーズを強調するとともに、複数の媒体や手法を組み合わせることで通行人等の興味を引き付ける媒体及びデザインとすること。制作費も含む。

(使用媒体例：屋外看板+デジタルサイネージ+ノベルティ配布など)

・2 週間連続して掲示すること

・休日に多くの利用者が見込めるエリアであること

(3) 自由提案による周知、啓発

出会い・結婚、子育てを含む切れ目ない支援を行っている新潟市の PR

ア 内容

本市が行っている出会い・結婚、子育てを包括的かつ効果的な周知・啓発用業務を、企画、制作及び実施すること。なお、必ずノベルティの製作を含めること。

(ア) ノベルティの配布対象

市民及び新潟市の結婚や子育てを応援する企業

・市民向け こどもからおとなを対象にし、P.5「d 子育て世帯等が集うスポットにおける集中的な広報の実施」や 11 月の各種イベントにおける活用予定。

・企業向け 各店舗等に 1 つずつ配布し、店頭に掲示することでキャッチフレーズの周知を図る。

(イ) 数量

市民向け 1,000 個

企業向け 1,000 個

イ 留意事項

・ノベルティは A4 サイズ以下の大きさとすること。

・市民向けはこどもからおとなまで活用が見込めること、企業向けは店舗等で掲示できること。

・新潟市が出会い・結婚、子育てにやさしいまちであることを PR するため、子育ての「スマイルプラス運動」を中心としたメッセージを発信することで機運醸成を図るため、メッセージを含めること。(例：赤ちゃんが泣くのは当たり前！、小さな行動をしよう！、結婚を応援しています！など)

・本事業の目的を踏まえたうえで、自由提案における目的やターゲット

への効果を明確にすること。

- ・具体性のある実現可能な提案とすること。
- ・委託者が従事者を配置する必要がある場合は、必要な従事者数について委託先と協議を行った上、十分な期間を設けて事前準備を行うこと。

(4) 成果品及び納品

上記業務について、次のとおり成果品を納品すること。なお、成果品のうち、PDFについては、Adobe Acrobat DC 2017以降、Microsoft Word及びExcelについては、Office2013以降、Adobe Illustratorについては、Illustrator17以降のバージョンとし、CD-R等の記録媒体により納品することとする。

ア 周知・啓発計画

最終校 PDF 及び Excel データ

※PDF データは WEB 掲載を想定し複数の圧縮率で提出すること

イ 動画

解像度 1080p 以上、アスペクト比 縦：横=9：16

DVD 及びデータでの納品とすること

ウ 広報媒体を活用した周知・啓発、ポスター、キャッチフレーズの周知 PDF データ及び AI データ

SNS 広告については、掲載期間やリーチ状況等をまとめた報告書 (PDF データ)

結果報告書 (PDF 及び Word データ)

エ 新規登録事業者を確保するための周知

結果報告書 (PDF 及び Word データ)。掲載項目については受託後に委託者より指定する。

エ 子育て世代が集うスポットにおける集中的な広報の実施

結果報告書 (PDF データ)

オ 自由提案による周知・啓発

提案内容により委託者、受託者の協議により決定する。

5 共通留意事項

- (1) 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方協議の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- (3) 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、

その都度委託者と協議すること。

- (4) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と随時協議を行い、委託業務を進めること。
- (5) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿(令和4年3月)に登録されている者とするに努めるとともに、以下の点を明確にして、あらかじめ本市の承諾を得ること。

ア 再委託する業務の範囲

イ 再委託する合理性及び必要性

ウ 再委託先の業務履行能力

エ 再委託業務の運営管理方法

- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、委託者は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。

- (7) 著作権等

ア 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。

イ 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。

ウ 委託者と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについては、上記ア及びイに記載の限りではない。

エ 本事業で作成した成果品について、本市に権利が帰属すること。

- (8) 出会い・結婚、子育ての指定した事業ごとに予算内で提案を行うこと。ただし、各事業を連携させ各項目を実施する場合は複数の事業予算を組み合わせることも可能とする。その場合は、支払金額や割合の決定方法が説明できるようにすること。

複数の事業を連携させ一つの計画として実施するため、契約等は一括して行う。